

令和5年4月19日
相模原市発表資料

「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」の実施について

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)で構成する首都圏自転車安全利用対策協議会が、自転車の安全利用を促進するため、別紙のとおり、九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間を実施しますので、お知らせします。

1 実施期間

令和5年5月1日(月)～5月31日(水)

2 重点項目

- (1) 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- (2) 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償保険等の加入義務の周知徹底
- (3) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底

3 本市の主な取組

- (1) 交通安全教室の実施
- (2) ホームページや広報さがみはら(5月1日号)への記事の掲載
- (3) 庁内放送や動画広告を活用した啓発
- (4) 自転車マナーアップポスターの自転車駐り場での掲示
- (5) 2023ツアー・オブ・ジャパン相模原ステージ(5月27日)における「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」の啓発



問い合わせ先
交通・地域安全課
電話 042-769-8229(直通)

令和5年度相模原市「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」 実施要綱

1 目的

自転車月間推進協議会が主唱して実施される「自転車月間」に合わせ、自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上について、広く市民に普及、浸透を図る取組を推進することにより、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和5年5月1日（月）から5月31日（水）までの1か月間

3 スローガン

「自転車も のれば車の なかまいり」

「ヘルメット かぶるだけでも 救える命」

4 重点項目

「自転車交通ルールの遵守とマナーの向上」

「自転車点検整備の促進と自転車損害賠償保険等の加入義務の周知徹底」

「全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底」

5 市等の役割

（1）市

ア 具体的な取組計画を策定し、関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、自転車安全利用を推進する。

イ 関係機関・団体等との連携による交通安全教育、街頭キャンペーン、街頭指導活動等の自転車交通安全活動を展開・支援する。

ウ 各種広報媒体による広報やキャンペーン等により、自転車の安全な利用に関する啓発・広報活動を積極的に実施する。

（2）警察

ア 自転車利用者に対する街頭指導活動を積極的に実施し、悪質違反者については積極的な検挙に努める。

イ 各年齢層に応じた参加体験型の交通安全教育を積極的に実施する。

ウ 関係機関・団体等へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域の実態に即した事故防止活動を推進する。

（3）教育関係機関

ア 交通安全教育の推進を図るとともに、特に、自転車の安全な利用に関する指導の充実に努める。

イ 保護者に呼び掛け、家族で自転車の安全な利用について話し合うことを奨励する。

(4) 関係機関・団体等

組織の特性に応じた自転車の安全な利用を促進する取組を実施する。

6 期間中の本市の主な取組

(1) 交通安全教室

小学校、中学校、高等学校等の対象とした、防犯交通安全指導員による自転車実技等の交通安全教室の実施を通じ、「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」「自転車用ヘルメット着用」の内容を周知・啓発し、自転車交通ルールの遵守を呼び掛ける。

(2) ホームページ、広報さがみはら（5月1日号）への記事の掲載

市ホームページや広報さがみはら5月1日号に、自転車事故に備えた保険等の加入義務の周知及び自転車用ヘルメット着用の周知の記事を掲載する。

(3) 庁内放送、動画広告を活用した啓発

庁内放送や動画広告により、市役所来庁者に自転車の安全運転を呼び掛ける。

(4) 自転車マナーアップポスターの自転車駐車で掲示

市内自転車駐車で自転車マナーアップポスターを掲示し、周知を図る。

(5) 2023 ツアー・オブ・ジャパン相模原ステージ（5月27日）における「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」の啓発

フィニッシュ地点でブースを出展し、自転車シミュレーター体験、「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」に関するチラシ配布等を実施する。